

東日本大震災復興緊急保証の取扱い等について

東日本大震災復興緊急保証概要（取扱開始日：平成23年5月23日）

保証対象者	【特定被災区域内の中小企業者で、次のいずれかに該当する方】 ① 特定被災区域内に事業所を有し、地震・津波等により直接被害を受け、市町村長の罹災証明を受けた方 ② 原発事故に係る警戒区域等の区域内に事業所を有する方（※ 栃木県内では該当する市町村なし） ③ 震災の影響により業況が悪化し、震災後の3か月につき前年同期比10%以上売上が減少（減少見込みを含む。）し、市町村長の認定を受けた方
	【特定被災区域外の中小企業者で、次のいずれかに該当する方】 ④ 特定被災区域内の事業者との取引関係があり、震災後の3か月につき前年同期比10%以上売上が減少（減少見込みを含む。）し、市町村長の認定を受けた方 ⑤ 今般の震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で業況が悪化し、震災後の3か月につき前年同期比15%以上売上が減少（減少見込みを含む。）し、市町村長の認定を受けた方。
資金使途	経営の安定に係る事業資金（運転資金、設備資金、借換資金）
保証限度額	2億8,000万円
保証期間	10年以内（据置期間2年以内）
返済方法	原則、均等分割返済
保証割合	100%（責任共有対象外）
貸付利率	金融機関所定の利率
信用保証料	0.7%
担保	必要に応じて徴求
保証人	原則、法人代表者のみ
添付書類	保証対象者（①～⑤）の添付書類は以下のとおりです。 ① 罹災証明書 ② 納税証明書等 ③～⑤ 市町村長発行の認定書
取扱期間	平成23年5月23日～平成24年3月31日 ※上記期間内に貸付実行することが必要です。

栃木県内における特定被災区域内外一覧

特定被災区域内	特定被災区域外
・宇都宮市 ・小山市 ・真岡市 ・大田原市 ・矢板市 ・那須塩原市 ・さくら市 ・那須烏山市 ・益子町 ・茂木町 ・市貝町 ・芳賀町 ・高根沢町 ・那須町 ・那珂川町 ・足利市（災害救助法に準じる市町村）	・栃木市 ・佐野市 ・鹿沼市 ・日光市 ・下野市 ・上三川町 ・西方町 ・壬生町 ・岩舟町 ・野木町 ・塩谷町

【特別相談窓口の開設について】

「東日本大震災に関する特別相談窓口」を開設しております。

開設場所	宇都宮本所 宇都宮市中央 3 丁目 1 番 4 号 栃木県産業会館 5F ☎ 028-635-2121
	足利支所 足利市南町 4254 番地 1 足利市ステーションビル 2F ☎ 0284-70-6339
受付時間	平日 午前 8 時 45 分から午後 7 時まで 土日祝日 午前 9 時から午後 5 時まで ※ 土日祝日に関しては、本所のみに対応となります。